

## 大正四年法律第十八号

大正四年法律第十八号（法人ノ役員処罰ニ  
関スル法律）

法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、會計參  
与、執行役、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事  
訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ  
方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者ハ五年以下  
ノ拘禁刑ニ処ス

## 附則

本法ハ大正四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（平成一四年五月二九日法律第四  
五号）抄

## （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八  
七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行す  
る。

附則（令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄

## （施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日